

新居浜市公式ツイッター運用基準

1 趣旨

この基準は、ツイッターを利用した行政情報の提供を目的として本市が開設する新居浜市公式ツイッター（以下「市ツイッター」という。）の適正かつ円滑な運用を図るため、必要な事項を定める。

2 運用の目的

ツイッターがもつ拡散性、即時性を生かすことで、情報の伝搬効果を期待し、市の情報をタイムリーに発信することを目的とする。活用例としては、イベント情報の発信・集会等の告知・災害情報の発信を想定する。

3 運用管理者

- (1) 市ツイッターの適切かつ円滑な運用を図るため、市ツイッター運用管理者（以下「運用管理者」という。）を置く。
- (2) 運用管理者は、広報担当課長をもって充てる。運用管理者は、次に掲げる業務を行う。
 - ア 市ツイッターのアカウント登録・ID・パスワード管理に関すること。
 - イ 市ツイッター全体の構成及び調整に関すること。
 - ウ 市ツイッター上で発信する情報の内容に関する指導・助言に関すること。
 - エ 市民等との情報交流における全庁的な調整に関すること。
 - オ 不適切なツイートの削除に関すること。
 - カ その他、市ツイッターの運用に関すること。

4 発信管理者

- (1) 市ツイッターの適切かつ円滑な運用を図るため、市ツイッター発信管理者（以下「発信管理者」という。）を置く。
- (2) 発信管理者は、市ツイッターで情報発信する課所長をもって充てる。
- (3) 発信管理者は、市ツイッターで情報発信ができる他、課内で情報発信する者を指定することができる。
- (4) 発信管理者及び発信管理者に指定された者は、「新居浜市職員のソーシャルメディア利用に関するガイドライン」を遵守して情報発信をしなければならない。また、第三者にID・パスワードを開示してはならない。

5 運用方針

- (1) 掲載主体

掲載主体は、広報担当課及び希望する課所とする。

(2) 掲載する情報

新居浜市ホームページに掲載された情報、イベントや募集情報など特にお知らせしたい情報、緊急時の災害情報など。情報発信には原則庁内のパソコンを使用しなければならない。

(3) 情報発信端末

情報発信には庁内のパソコンを使用しなければならない。ただし、運用管理者が特に認めた場合にはこの限りではない。

(4) フォローへの対応

フォローされた場合には拒否しないが、新居浜市からのフォローは行わないこととする。ただし、ツイッター、ついなび公認及び公式アカウントの確認がとれる国（省・庁）または地方自治体の運営するアカウントに限ってフォローすることができる。ただし、運用管理者が特に認めた場合にはこの限りではない。

(5) 返信への対応

原則的に返信に対しては回答しない。回答しない旨については、市ホームページ及び市ツイッターに明記する。ただし、運用管理者が特に認めた場合にはこの限りではない。

(6) 市ツイッターの停止

ツイッターで情報を提供するにそぐわない理由がある場合、新居浜市アカウントを速やかに削除するものとする。

(7) その他

本来のURL（ドメイン）がわからなくする、URL短縮サービスは、原則使用しない。